

令和5年「20歳のつどい」の開催について

日 時：令和5年1月8日(日)
 受付／12：30～ 式典開始／13：00～
 ※新型コロナウイルスの感染の状況次第では、事業を急遽中止することもあります。

会 場：ハーティーセンター秦荘 大ホール

対 象 者：平成14年（2002年）4月2日～
 平成15年（2003年）4月1日生まれの方

申込方法：●出欠ハガキ
 令和4年11月1日現在で町内に住民登録をされている方は、11月下旬に出欠ハガキを送付しますので返送ください。

●参加申込書
 進学や就職等で他市町(令和4年11月1日以前)に住民登録を移されている方で出席を希望される場合は、参加申込書(代理申込可能)をFAX・メールもしくは、生涯学習課窓口提出していただくことにより出席可能です。なお、申込用紙は生涯学習課窓口または町ホームページからダウンロードできます。

※FAXで申請される場合は、生涯学習課まで電話をお願いします。

㊟ 愛荘町教育委員会事務局 生涯学習課（秦荘庁舎）
 ☎0749-37-8055 FAX 0749-37-4192
 ✉ syogaku@town.aisho.lg.jp



▲申請書
ダウンロード

第9期高齢者保健福祉計画 および介護保険事業計画に関するアンケート調査について（ご協力のお願い）

現在、福祉課では、第9期高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画の策定に向けて、住民アンケート調査を実施しています。

このアンケートは、介護保険被保険者（40歳以上の方）の生活実態や課題分析を行い、町の高齢者の保健福祉や介護保険事業の計画を立てるために資料とする大切な調査です。

調査の目的をご理解いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

※このアンケートは、無作為に抽出した住民の方にアンケート票を送付し、郵送で回答をお願いするものです。

※回答いただいた調査内容については、個々の結果が公表されることはありません。

㊟ 福祉課（愛知川庁舎）☎0749-42-7691

12月1日は「世界エイズデー」です

「AIDS（エイズ）」とは、「HIV」というウイルスに感染して免疫力が低下し、様々な疾患を発症した状態をいいます。

日本では、1日に約3人、滋賀県でも年間約10人の新規HIV感染・エイズ患者が報告されています。また、滋賀県では約4人に1人がHIV感染発覚時に既にエイズを発症しており、極めて深刻な状況にあります。

HIVは感染しても自覚症状が現れません。コロナ禍で、検査控えをされている方もおられるかもしれませんが、本人がHIV感染に気づかず適切な対応をしないと、他人にHIVを感染させてしまう可能性があります。それを防ぐためにはまず、HIV感染の早期発見が重要です。

「自分には関係ない」と思わないで、愛する人を守るためにも、少しでも気になる方はHIV検査を受けましょう。

■HIV検査（匿名・要予約）
日 時：毎月第1・3火曜日 午後14時00分から15時20分
 ※12月20日（火）のみ午前9時20分から 午後14時30分まで拡大検査実施

場 所：滋賀県彦根保健所（彦根市和田町41）
費 用：無料
検査項目：HIV、梅毒、肝炎ウイルス（B型、C型）
 ※検査結果は即日お伝えしています

㊟ 彦根保健所 ☎0749-21-0283 FAX 0749-26-7540

農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更（農用地除外）の受付について

農業振興地域内の農用地（青地）をやむを得ない理由により除外を希望される場合の申請は、下記の期間で受付を行います。法律による要件を審査する必要がありますので、申請を予定される方は事前に農林振興課までご相談ください。

受付期間：令和4年11月21日（月）～12月9日（金）
受付窓口：愛荘町役場秦荘庁舎1階 農林振興課
 ㊟ 農林振興課（秦荘庁舎）☎0749-37-8051 FAX 0749-37-4444

相続登記はお早めに

固定資産の所有者（被相続人）がお亡くなりになると、通常、その固定資産は法定相続人が相続することになります。

しかし、固定資産税を納めていれば、何もしなくても相続手続き（相続登記）ができていると勘違いされておられる方や相続手続きをすっかり忘れておられる方が多いのが現実です。

相続登記をせずにそのまま放っておくと、次のような様々な問題が生じてきますのでご注意ください。

●相続人の高齢化により、遺産分割協議を行うことが困難になります

被相続人が遺言を残さずに亡くなった場合は、残された財産を相続人の間でどのように分割するか協議（遺産分割協議）を行い、誰が不動産を相続するのかを決めます。協議をすることなくそのまま放置しておくと、例えば、相続人の一人が認知症などになられ、判断能力が著しく低下してしまった場合は、遺産分割協議を行うことができません。このような場合、裁判所を通じてその相続人のために成年後見人などを選任してもらわなければなりません。選任の申立てには費用も時間もかかります。

●相続人が増えていき、権利関係がどんどん複雑になっていきます

当初の相続人のうち亡くなった人がいる場合（第2相続の発生）、その人に配偶者と子どもが2人いる場合は、単純に相続人が2人増えることとなります。実際、何代も相続登記をしていない間に、相続人が何十人となり、遺産分割協議をすることが事実上不可能になるケースもあります。

相続登記の申請は個人でもできますが、多くの場合は専門家へ依頼されます。

また、滋賀県司法書士会では県下各地で無料相談会を開催中です。

詳しくは、大津地方法務局彦根支局（☎0749-22-0291）または、滋賀県司法書士会へご相談ください。

滋賀県司法書士会・総合相談センター 無料相談会 予約連絡先
大津会場・守山会場 ☎077-527-5545／彦根会場 ☎077-527-5576
 ㊟ 税務課（愛知川庁舎）☎0749-42-7690



家屋を取り壊された場合は届を提出してください

固定資産税は、毎年1月1日（「賦課期日」といいます。）に土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有されている人に課税されます。

所有されている家屋（住宅や物置、店舗等）の全部または一部を、令和4年12月31日までに取り壊された人は、「建物取り壊しの届」を令和5年1月31日（火）までに役場税務課あてに提出してください。

この届を提出されないと、取り壊された家屋が課税台帳から削除されずに課税が続くこととなりますので必ず届け出をお願いします。

なお、取り壊された家屋が登記されている場合は、法務局で滅失登記の手続きが必要です。

その他、未登記の家屋を相続や売買した場合は、「未登記家屋所有者変更届」の提出が必要となりますので届け出をお願いします。

㊟ 税務課（愛知川庁舎）☎0749-42-7690